

東京都情報公開条例等における答申事項の今後の検討について

平成29年3月24日
生 活 文 化 局

	答申事項	検討を要する事項	該当する条項		
			情報公開条例	個人情報保護条例	特定個人情報保護条例
1	公文書開示に係る手数料の見直しについて	閲覧（視聴）手数料を廃止する。	17条 17条の2 別表 (17条関係)	—	—
		紙による写しの交付手数料を減額する。 「写しの交付」20円→10円（単色刷り） 「写しの交付」100円→20円（多色刷り）	別表 (17条関係)	別表 (22条関係)	別表 (45条関係)
		紙以外の電磁的記録媒体による写しの交付について、手数料や写しの交付の方法に係る見直しを行う。			
2	ＩＣＴを活用した公文書データの提供について	都民への情報提供において、情報通信技術の活用を努力義務として定める。	36条	—	—
		ＩＣＴの活用を検討するに当たり、専門家の意見を取り入れるため、審議会の定員を増員する。	39条	—	—
3	積極的な行政情報の公表について	都民に対する積極的な情報公表・提供を進める規定を置く。	36条	—	—
		ホームページ等インターネット上での公表を行っている情報について、公文書の開示をしないものとし、オンラインによる情報公表を推進する。	18条	—	—
		複数回開示請求があった公文書の公表の徹底を規定に反映する。	35条	—	—